

件名

農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁
農林水産省 告示第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項及び水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の八第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十年 金融庁 告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

農林水産大臣 坂本 哲志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	附則	この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。	「条を削る。」
-----	----	--------------------------	---------

改正前	附則	<p>（適用時期）</p> <p>第一条 この告示は、平成三十年三月三十一日から適用する。</p>	<p>（農業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置）</p> <p>第二条 当分の間、第一条の規定による改正後の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（以下この条及び次条において「新農協告示」という。）第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>				
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">第五十条第二項</td> <td style="width: 70%;">標準的手法採用組 合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第五十条第三項</td> <td>標準的手法採用組 合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない</td> </tr> </table>	第五十条第二項	標準的手法採用組 合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては	第五十条第三項	標準的手法採用組 合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない
第五十条第二項	標準的手法採用組 合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあっては						
第五十条第三項	標準的手法採用組 合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない						
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">標準的手法採用組 合は</td> <td style="width: 70%;">標準的手法採用組 合が</td> </tr> </table>	標準的手法採用組 合は	標準的手法採用組 合が		
標準的手法採用組 合は	標準的手法採用組 合が						

<p>第百三十二条第六項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>場合において</p>
<p>第百四十条第四項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャー</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャーの EAD について準用する。この場</p>

	<p>の EAD について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

2

内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新農協告示第五十三条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新農協告示第三百三十二条各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

第 10 条 = $\sqrt{(T_m/10)}$

T_m は、新農協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマーキング期間をいう。この場合において、回添付「前項」に定める「附則第二条第二項」と、回添付「如付」に「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及び「ネットイング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットイング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

3 前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポートジャーであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーの EAD を算出する場合について準用する。

(農業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置)

第三条 当分の間、新農協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「旧農協告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。

2 当分の間、新農協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧農協告示第二百四十六条の

「条を削る。」

「条を削る。」

七の規定により算出するものとする。

(漁業協同組合等における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出に係る経過措置)

第四条 当分の間、第二条の規定による改正後の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条及び次条において「新漁協告示」という。)第五十条第二項及び第三項、第三百三十二条第六項、第四百四十条第四項並びに第二百四十六条の六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五十条第二項	標準的手法採用組 合は、次の各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合にあつては	標準的手法採用組 合は
第五十条第三項	標準的手法採用組 合は、前項各号に掲げる組合のいずれにも該当しない場合において	標準的手法採用組 合が
第三百三十二条第六項	第五十条(第二項及び第三項を除く。)から第五十二条の六までの規定	第五十条から第五十三条までの規定は、事業法人等向けエクスポージャ

	<p>は、事業法人等向けエクスポージャーの FAD について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第四百四十条第四項</p>	<p>第五十条（第二項及び第三項を除く。）から第五十二条の六までの規定は、リテール向けエクスポージャーの FAD について準用する。この場合において、これらの規定中「標準的手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>
<p>の FAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>	<p>第五十条から第五十三条までの規定は、リテール向けエクスポージャーの FAD について準用する。この場合において、「標準的手法採用組合」とあるのは「内部格付手法採用組合」と読み替えるものとする。</p>

	<p>とあるのは「内部格付手法採用組合」と、第五十条第四項中「前三項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>ものとする。</p>
<p>第二百四十六条の六第一項</p>	<p>同章（第五十条第二項及び第三項を除く。）の規定中</p>	<p>同章の規定中</p>

2

内部格付手法採用組合は、直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合において、当該 EAD の算出に当たって新漁協告示第五十条に規定するカレント・エクスポージャー方式を用いているときは、当分の間、新漁協告示第百三十二条各項の規定により算出した EAD（当該エクスポージャーに係るものに限る。）に次の掛目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とするることができる。

$$\text{掛目} = \sqrt{(T_m / 10)}$$

T_m は、新漁協告示第五十二条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間をいう。この場合において、回項中「前項」とあるのは「附則第四条第二項」と、回項第一号中「ネットイング・セット 二十営業日」とあり、及

「条を削る。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

3 前項の規定は、内部格付手法採用組合が、リテール向けエクスポート・セットであつて、自己が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け・トレード・エクスポート・トレードに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・トレードの EAD を算出する場合について準用する。

（漁業協同組合等における適格中央清算機関に係る経過措置）
第五条 当分の間、新漁協告示第一条第七号の三に掲げる用語の意義は、同号の規定にかかわらず、第二条の規定による改正前の漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（次項において「旧漁協告示」という。）第一条第七号の三に定めるところによる。
2 当分の間、新漁協告示第二百四十六条の七の規定にかかわらず、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、旧漁協告示第二百四十六条の七の規定により算出するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年
金 融 農 林 水 産

庁 告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う組合に
省

については、なお従前の例による。

2 漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和六年
金 融 農 林 水 産

示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う組合につい

ては、なお従前の例による。